

佐賀県農地災害復旧事業補助金交付要綱

昭和53年10月27日土改第1863号

佐賀県農林部長

平成15年7月28日農計第815号

佐賀県農林部長

平成22年7月20日農漁第588号

佐賀県県土づくり本部長

平成25年3月27日農漁第1626号

佐賀県県土づくり本部長

平成30年3月 日農漁第 号

佐賀県農林水産部長

(趣旨)

第1条 知事は、農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)の規定に基づいて行う農地の災害復旧事業で単位当たり限度額を超えて復旧しないと人家、公共施設に危険を与える箇所について、該当箇所の災害復旧事業を行う市町村(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(交付の対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率
農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律の規定に基づいて行う農地の災害復旧事業で同法施行令第9条第6号の規定により算出された単位当たり限度額を超えて復旧しないと人家・公共施設に危険を与える箇所について、その復旧に要する経費のうち、その越える金額。 ただし、その復旧に要する経費が800万を越えるときは、その復旧に要する経費800万円とする。	農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の規定による補助率以内。 ただし、10分の9を限度とする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第2号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が毎年度別に定めることとし、その提出部数は、2部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる変更以外の変更については、この限りではない。

ア 年災別事業費相互間の経費の配分の変更。

イ 事業の施行箇所の変更。

ウ 施行箇所ごとの工種(田、畑及びわさび田の区分)の全部はもしくは一部の変更又は廃止。

エ 施行箇所ごとの工種別の事業量の20%を越える増減。

オ 施行箇所ごとの工種別の事業費の20%を越える増減。

- (3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については別紙(「佐賀県ローカル発注促進要領」(平成24年10月9日付け商第1251号))のとおり県内企業と契約するように努めなければならない。
- (4) 補助事業を中止し又は、廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の時間内に完了しない場合又は、補助等の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業完了後5年間保管すること。
- (7) 補助事業により所得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに補助金の交付の目的に従って使用し、この効率的な運用を図ること。
- (8) 補助事業により所得し、又は効用の増加した財産を第8条に規定する期間内に知事の承認を受けて処分することにより収入があった場合には当該収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。

- 2 前項第2号の規定により知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は様式第3号とし、その提出部数は2部とする。

(状況報告)

第5条 補助事業者は、補助事業遂行の状況に関し知事が必要とするときは、事業状況報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

- 2 前項第2号の規定する事業遂行状況報告書は、様式第4号のとおり、その提出部数は1部とする。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第5号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内又は翌年度4月30日のいずれか早いとし、その提出部数は2部とする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、補助事業者から請求があり、知事が必要と認めた場合、概算払にいて交付するものとする。

- 2 規則第15条第1項に規定する補助金請求書は、様式第6号(概算払)、様式第7号(精算払)のとおりとする。

(財産処分の制限)

第8条 規則第22条第2号に規定する財産は、1件当たりの取得金額が10万円以上のものとする。

- 2 規則第22条ただし書きの規定による財産の処分の制限をする期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

(財産処分の制限)

第9条 規則又は、この要綱に基づき提出する書類は、所轄農林事務所長を経由しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和53年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。